

『型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
〔略称 建災防秋田県支部〕
秋田労働局長登録教習機関
登録番号 秋基登録第1号
登録有効期限 令和6年3月30日

労働安全衛生法では、労働災害を防止するための管理を必要とする政令で定める作業について、作業主任者を選任することとなっています。

《作業主任者を選任すべき、型枠支保工の組立て等作業》

型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリート打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。）の組立て又は解体の作業

当該作業において作業主任者を選任するには、『型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者、又は都道府県労働局長の免許を受けた者でなければなりません。



1. 開催日程及び会場 《受付8：35～、講習開始8：45～》

区分	日程	会場	定員
学科	7月13日（木） 7月14日（金）	秋田テルサ 5階 第3会議室 秋田市御所野地蔵田3-1-1	25名

- * 1) 申込み期限 受講日（初日）から10日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。
- * 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受講資格

《次の区分のいずれかに該当すること。

2の該当者は卒業証明書等、該当となることを証する写しを添付すること。》

区分	受講資格
1	型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
2	大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者。

3. 受講区分

《全科目受講及び次の区分2～5のいずれかに該当する方は、受講科目の一部免除対象となります。一部免除対象の該当者は、該当となることを証する写しを添付すること。》

区分	受講区分	
1	全科目受講	
2	一部免除対象	職業能力開発促進法に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者。
3		職業能力開発促進法に定める建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者、又は普通職業訓練のうち型わく科の能力再開発訓練を修了した者。
4		職業能力開発促進法によるブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
5		職業能力開発促進法に定める建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。

4. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	受講時間		
		全科目受講	受講区分	
			2～4	5
学科	作業の方法に関する知識	7時間	—	—
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間	—	—
	作業者に対する教育等に関する知識	1時間30分	1時間30分	—
	関係法令	1時間30分	1時間30分	1時間
	計	13時間	3時間	1時間

5. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

区分	全科目受講		2～5	
受講料	8,000円		5,500円	
資料代	会員	非会員	会員	非会員
	2,024円	2,255円	2,024円	2,255円
計	10,024円	10,255円	7,524円	7,755円

*納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。

指定口座は、受講票によりお知らせします。

納付手続きは【必ず受講票到着後】にしてください。

6. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、証明写真2枚と、受講区分により必要な書類（写）を添え、次へ郵送又は持参してください。

* 写真に関する注意事項

- ①写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ②写真2枚の裏面に講習名〈型枠〉、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

7. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

8. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該教育を受講させる場合は、厚生労働省による上記助成金を受給できます。

「型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習」は、全科目受講のみが受給対象となります。

◎必要要件 1. 雇用保険料率1,000分の18.5の中小建設事業主であること。

* 上記料率は令和5年度の率であり、今後変更となることもあります。

2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。

3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。

4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

講習開始日 令和5年7月13日（木）

講習開催地 秋田市

* 受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。

	氏名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

